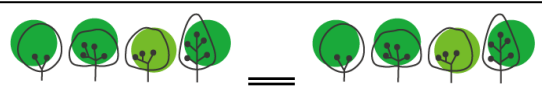
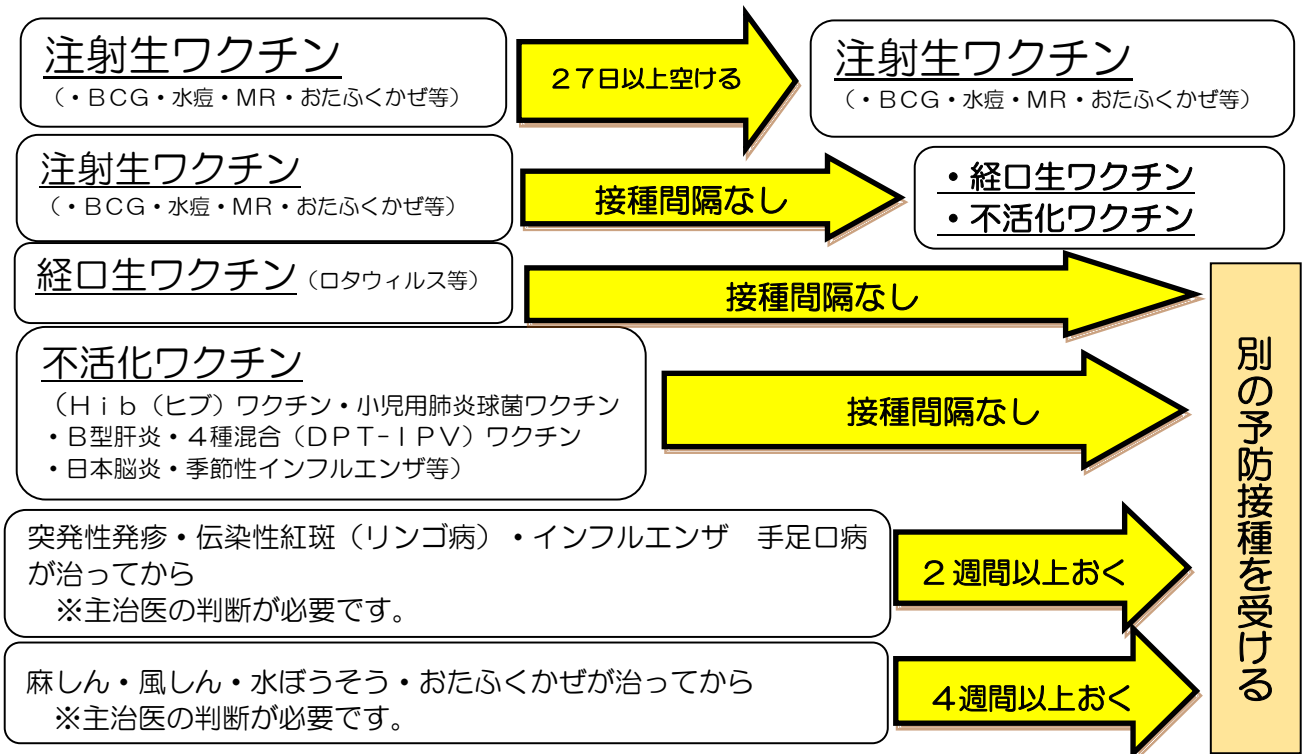
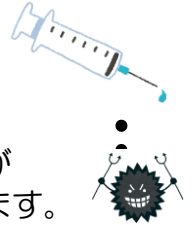


# 1. 異なるワクチンを接種する場合 2. 接種前に病気にかかった場合

## に必要な間隔のめやす

令和2年10月1日から異なるワクチンを接種する際の接種間隔が変わりました！！

- ☆予防接種を受けた後一定期間は、副反応等体調の観察を行うため、
- ☆病気にかかった後は免疫機能が回復して、体調が安定するまで、
- ☆病気や生ワクチン接種の直後に、生ワクチンを接種すると干渉作用で効果が期待できない 等の理由により予防接種を行う際には必要な接種間隔があります。



※1ヶ月以内に家族や友達に麻疹、風しん、水ぼうそうなどの病気の方がいた場合、潜伏期間等もあるため、予防接種が受けられない事があります。接種医にご相談下さい。

※けいれんを起こしたことがあるお子さんは、接種要注意者です。予防接種を行う場合は、最後の発作から2~3か月間（主治医の判断で短縮することもできます。）体調の観察をして、接種後けいれんや発熱した場合の対処法を医師からしっかり指導を受けましょう。

### 他のワクチンとの同時接種について

2種類以上の予防接種を行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合行うことができます。希望する方はかかりつけ医師にご相談ください。

### 予防接種後の運動について

接種当日も発熱などがなければ入浴など、いつも通りの生活で大丈夫です。ただし水泳やマラソンなどの激しい運動は避けましょう。



### 長期療養のため定期的予防接種ができなかった方への経過措置

長期療養が必要な疾患（対象疾患の指定があります。）により、定期予防接種の期間を過ぎてしまった方は、主治医による証明書（指定様式）を提出することで期間を延長できる場合があります。詳しくは、浦添市健康づくり課予防係までお問合せ下さい。

### 県外・離島で定期的予防接種を希望される方へ

浦添市では、県外や離島で定期的予防接種を受ける場合、医療機関と直接契約を行うか、一度自己負担をしていただいた後に、払い戻しを行っています。どちらも事前申請が必要になります。また、接種費用は浦添市で規定された上限額がありますので、上限額を超えた場合は自己負担が出る場合があります。詳しくは、浦添市健康づくり課予防係までお問合せ下さい。

### — 予防接種法の健康被害救済制度について —

定期的予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまたは障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

1994年に予防接種法が改正され、1948年に制定されて以来続いていた強制義務接種から個別勧奨義務接種（努力義務接種）に切り替わっています。そのため予防接種は強制ではありません。



予防接種の前にチェックしてみましょう！

- 1. お子さんの体調は良いですか？
- 2. 今日受ける予防接種について、必要性、効果及び副反応等理解していますか？（同封の説明チラシを読みましょう。）  
わからないことがあれば、メモをして接種する前にお医者さんに質問や相談してみましょう。
- 3. 親子(母子)健康手帳は持ちましたか？（必ず持参しましょう。）
- 4. 予防接種予診票の記入はお済みですか？